

マンション標準管理規約（団地型）コメント新旧対照表

改 正 案	現 行
マンション標準管理規約（団地型）コメント	マンション標準管理規約（団地型）コメント
全般関係 ①・② （同右） ③ 団地の形態の典型的なものとして、「団地内の土地全体が団地建物所有者の共有となっている形態（図1－1）、（図1－2）」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が全団地建物所有者の共有となっている形態（図2）」とがあるが、本規約の対象としては、団地型として最も一般的な前者の形態であり、特に、 ア） 団地内にある数棟の建物の全部が区分所有建物であること イ） ア）の建物の敷地（建物の所在する土地と規約により敷地と定められた土地の両方を含む。）がその団地内にある建物の団地建物所有者の共有に属していること（建物の敷地利用権が所有権以外の権利である	全般関係 ① マンションが重要な居住形態となっている中で、マンションの快適な居住環境を確保するため、区分所有者は、具体的な住まい方のルールを定めておくことが重要であるとともに、社会的には、マンションを社会的資産として、その資産価値を保全することが要請されている。 このような状況の中で、管理組合はマンションを適正に管理するよう努め、国は情報提供等の措置を講ずるよう努めなければならない旨の適正化法の規定を踏まえ、国は、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として、このマンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメントを作成し、その周知を図るものである。 ② この団地型標準管理規約が対象としているのは、一般分譲の住居専用のマンションが数棟所在する団地型マンションで、団地内の土地及び集会所等の附属施設がその数棟の区分所有者（団地建物所有者）全員の共有となっているものである。各棟及び各住戸についてはその床面積、規模等が、均質のものもバリエーションのあるものも含めている。 なお、この規約の対象となる団地の単位は、敷地が共有関係にある棟の範囲である。団地型マンションで土地の共有関係が数棟ごとに分かれている場合には、それごとに一つの管理組合を構成し、規約を作成することとなる。 ③ 団地の形態の典型的なものとして、「団地内の土地全体が全団地建物所有者の共有となっている形態」と「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が全団地建物所有者の共有となっている形態」とがあるが、本規約の対象としては、団地型として最も一般的な前者の形態であり、特に、 ア） 団地内にある数棟の建物の全部が区分所有建物であること イ） ア）の建物の敷地（建物の所在する土地と規約により敷地と定められた土地の両方を含む。）がその団地内にある建物の団地建物所有者の共有に属していること（建物の敷地利用権が所有権以外の権利である場合は、

場合は、その権利が準共有に属していること)

ウ) 団地管理組合において、団地内にある区分所有建物全部の管理を一元的に行うこととする場合

の3つの要件を満たしている団地(図1-1)とした。

後者の形態の場合には、基本的に各棟は単棟型の標準管理規約を使用し、附属施設についてのみ全棟の区分所有者で規約を設定することとなる。

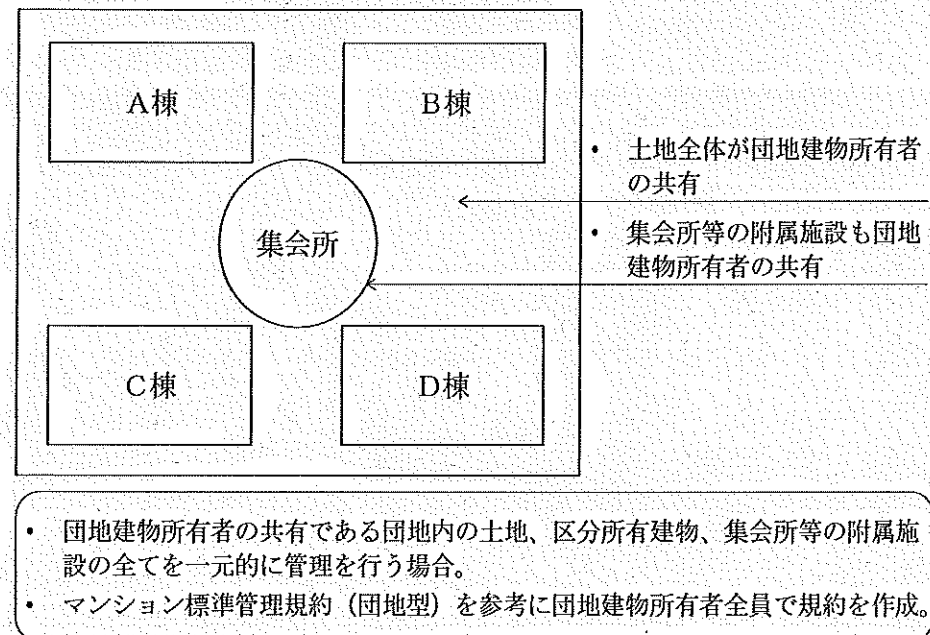
その権利が準共有に属していること)

ウ) 団地管理組合において、団地内にある区分所有建物全部の管理又は使用に関する規約が定められていること

の3つの要件を満たしている団地とした。

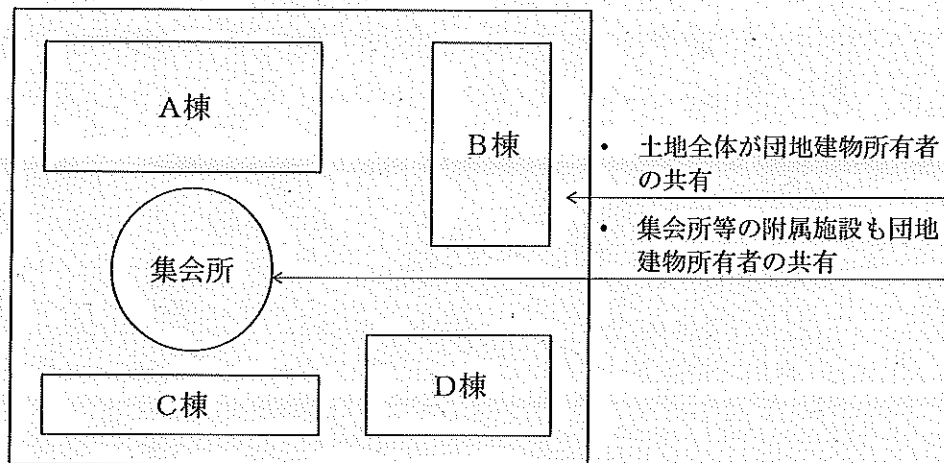
後者の形態の場合には、基本的に各棟は単棟型の標準管理規約を使用し、附属施設についてのみ全棟の区分所有者で規約を設定することとなる。

図1-1 団地内の土地全体が団地建物所有者の共有となっている形態で、特に③ア)～ウ)の要件を満たしている団地の事例(マンション標準管理規約(団地型)の対象とする形態)



(新設)

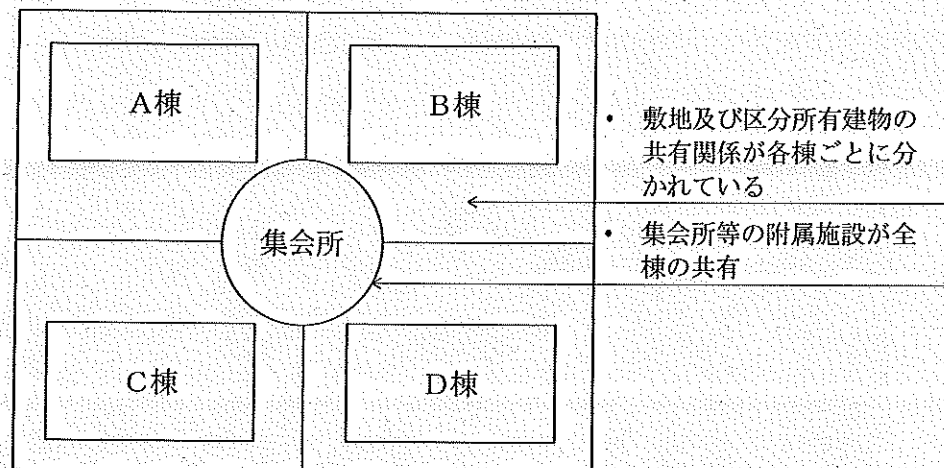
図1-2 団地内の土地全体が団地建物所有者の共有となっている形態で、
③ア)～ウ)の要件を満たさない団地の事例(マンション標準管理規約(団
地型)の対象としない形態)



- 区分所有建物の管理は、各棟ごとに行い、それ以外の団地建物所有者の共有である団地内の土地、集会所等の附属施設を団地全体で管理を行う場合。
- マンション標準管理規約(単棟型)を参考に、区分所有建物を管理するための規約を各棟ごとに作成。
- それ以外の団地建物所有者の共有である団地内の土地、集会所等の附属施設の管理するための規約を団地建物所有者全員で作成。

(新設)

図2 土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施設が全団地建物所有者の共有となっている団地の事例（マンション標準管理規約（団地型）の対象としない形態）



- 各棟ごとに共有している部分について、マンション標準管理規約（単棟型）を参考として、それぞれが規約を作成。
- 集会所等の全棟で共有している附属施設についてのみ全棟で規約を作成。

（新設）

④～⑥ （同右）

- ④ いわゆる等価交換により特定の者が多数の住戸を区分所有する場合、一部共用部分が存する場合、管理組合を法人とする場合、団地型マンションでも店舗併用等の複合用途型がある場合、事務所又は店舗専用の区分所有建物が団地内に併存する場合等は別途考慮するものとする。
- ⑤ この規約では、団地建物所有者の共有物である団地内の土地、附属施設及び団地共用部分のほか、それぞれの棟についても団地全体で一元的に管理するものとし、管理組合は団地全体のものを規定し、棟別のものは特に規定していない。ただし、区分所有法で棟ごとに適用されることとなっている事項（義務違反者に対する措置、復旧及び建替え）については、棟ごとの棟総会で決議するものである。

第 23 条関係

- ① 第 4 項で想定する災害又は事故等とは、天災地変による災害、漏水又は火災等の偶発的な事故等をいい、事前に事故等の発生を予測することがきわめて困難なものをいう。
- ② 第 4 項に規定する災害及び事故等の例については、当該団地の地域性、設備の状況等に応じて、内容の追加・修正等を行うものとする。
- ③ 第 4 項の規定は、災害又は事故等の緊急の事態に対処するために時間的余裕がない場合であって、真にやむを得ないときに適用されるものであり、その判断は、慎重かつ細心の注意を払い、当該規定を安易に適用することは厳に慎まなければならない。

第 34 条関係 (削除)

(削除)

なお、棟の管理は各棟の管理組合で行うことと規約で位置づけた場合であっても、団地全体としての管理水準の統一、効率的な管理の確保等の観点から、全棟で管理のための連絡協議会のような組織を設置し、緩やかな形での統合的な管理を行っていくことが考えられる。

- ⑥ 駐車場の扱い等、この標準管理規約に示している事項の取扱いに関しては、マンションの所在地の状況等の個別の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その内容に多少の変化をもたせることも差し支えない。

なお、別に定められる公正証書による規約と一貫性をもたせることが望ましい。

(新設)

第 34 条関係

- ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、団地建物所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。
- ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。
- 1 計画期間が 25 年程度以上であること。なお、新築時においては、計画期間を 30 年程度にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅できることとなる。
 - 2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替

③ <u>管理組合が保管する書類等として、第3号に掲げる長期修繕計画書、第5号及び①に掲げる設計図書等、第6号及び②に掲げる修繕等の履歴情報があげられるが、その他に、理事長が保管する書類等としては、第51条第3項で定める団地総会議事録、第55条第2項の規定に基づき準用される第51条第3項で定める理事会議事録、第66条及び第66条関係コメントに掲げる帳票類、第74条第4項で定める棟総会議事録、第82条で定める規約原本等があげられる。</u> <u>このうち、団地総会議事録、棟総会議事録及び規約の保管は、区分所有法により管理者が保管することとされているものであり、この標準管理規約では理事長を管理者としていることから理事長が保管することとしている。</u> ④ <u>管理組合が保管する長期修繕計画書、設計図書等及び修繕等の履歴情報についても、理事長が保管する書類等と同様に閲覧に関する規定を設置することが望ましい。</u> <u>これらの書類等は、整然と整理され、必要に応じて速やかに取り出せるようにしておくことが望ましい。</u> ⑤ (同右) 第37条関係 ①～④ (同右)	築基準法第12条第1項及び第2項の特殊建築物等の定期調査報告及び建築設備（昇降機を含む。）の定期検査報告、消防法第8条の2の2の防火対象物定期点検報告等の法定点検など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよう管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するために有効な情報である。 (新設) (新設) ⑦ 建替え等により消滅する管理組合は、管理費、団地修繕積立金や各棟修繕積立金等の残余財産を清算する必要がある。なお、清算の方法については、各マンションの実態に応じて規定を整備しておくことが望ましい。 第37条関係 ① 理事の員数については次のとおりとする。 1 おおむね10～15戸につき1名選出するものとする。 2 員数の範囲は、最低3名程度、最高20名程度とし、〇～〇名という枠により定めることもできる。 ② 各棟から、役員を1名以上選出することが望ましい。 ③ 200戸を超え、役員数が20名を超えるような大規模団地では、理事
---	---

⑤ <u>法人が区分所有する専有部分があるマンションにおいて、法人関係者が役員になることを認める場合には、管理組合役員の任務に当たることを当該法人の職務命令として受けた者に限定する等役員となることができる具体的な要件について、あらかじめ規約や細則に定めておくことが望ましい。なお、当該法人が管理組合と利害関係にある場合などにあつては、理事会の運営の透明性の確保に特に配慮を行うことが必要である。</u> ⑥ <u>監事の員数については監査体制の充実のため、可能な限り複数名とすることが望ましい。</u> ⑦ <u>複数の監事を選任した場合は、それぞれが単独で監事としての行為をすることができるので、複数の監事間の権限の制限又は職務の分担等について、規約等で定めておくことが望ましい。</u> ⑧ <u>理事会は、団地に現に居住し、団地の実情等をよく把握している組合員が中心となって運営されることが望ましいことから、団地に現に居住する組合員が役員の過半数を占めるなどの定数要件を定める方法や、理事長、副理事長、会計担当理事等の一定の役職については、現に居住する組合員に限定する要件を定めるなどの方法をとることが望ましい。</u> ⑨ <u>役員は、機動的に開催される理事会へ出席することが求められるものであることから、団地に現に居住していない者を役員に選任しようとする場合にあっては、その点も踏まえて判断することが望ましい。</u>	会のみで、実質的検討を行うのが難しくなるので、理事会の中に部会を設け、各部会に理事会の業務を分担して、実質的な検討を行うような、複層的な組織構成、役員の体制を検討する必要がある。 この場合、理事会の運営方針を決めるため、理事長、副理事長（各部の部長と兼任するような組織構成が望ましい。）による幹部会を設けることも有効である。なお、理事会運営細則を別途定め、部会を設ける場合は、理事会の決議事項につき決定するのは、あくまで、理事全員による理事会であることを明確にする必要がある。 ④ 役員の選任方法は、一般的に合理的であると考えられる方法、例えば各棟の戸数、面積に比例してあらかじめ員数を割り当てる方法等、団地内の区分所有者の意向を公平に反映するような方法について配慮する必要がある。 ⑤ <u>法人が区分所有する専有部分があるマンションにおいては、当該専有部分をどのように利用している場合に、第2項の「現に居住する組合員」が存在するとみなして法人関係者から役員になることを認めるか、法人関係者が役員になる場合には、管理組合役員の任務に当たることを当該法人の職務命令として受けた者に限定する等どのような資格を有する者が実際に役員業務を行うことができるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておくことが望ましい。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)
--	--

⑩ 第3項の規定は、組合員が団地に現に居住していない場合や団地に現に居住していても実際に役員業務を行うことができないような特別な事情がある場合などに、当該組合員からの申出を前提として適用することが考えられる。	(新設)
⑪ 理事会の運営にあたっては、マンションの実態や組合員の意向に応じて、第35条及び第36条関係コメント②に掲げる専門的知識を有する者を活用することも考えられる。	(新設)
第39条関係 ① 第2項の規定に基づき役員の報酬を別に定める場合にあっては、年額ではなく月額として規定するなどし、理事会への出席など活動実績に応じた規定となるよう考慮が必要である。 ② 役員に対する報酬の考え方として、報酬の支給額の大小によって、役員に対して特別な能力や過度な成果を要求するなど、過大な責任を求めることは、理事会の円滑な運営の妨げにもなり得ることに配慮する必要があり、また、報酬の支給額の検討にあたってはその点について注意し、慎重に判断する必要がある。	(新設)
第43条関係 監事は、原則として理事会に出席し、やむを得ず理事会を欠席しなければならない場合には、理事会の議事録等により、内容の確認を行うことが望ましい。	(新設)
第48条関係 ①～③ (同右)	第48条関係 ① 議決権については、土地の共有持分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい数字に直した割合によることが適当である。 ② 各住戸の面積があまり異ならない場合は、住戸1戸につき各1個の議決権により対応することも可能である。 また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準とする議決権を併用することにより対応することも可能である。 ③ 特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意する。

④ 書面による議決権の行使とは、総会には出席しないで、総会の開催前に各議案ごとの賛否を記載した書面（いわゆる「議決権行使書」）を総会の招集者に提出することである。他方、代理人による議決権の行使とは、組合員本人から授権を受けた代理人が総会に出席して議決権を行使することであり、第6項により、組合員は、総会の開催前に代理権を証する書面（いわゆる「委任状」）を理事長に提出しなければならないとしている。

このように、書面による議決権の行使と代理人による議決権の行使は、いずれも組合員本人が総会に出席せずに議決権の行使をする方法であるが、書面による議決権の行使が組合員自ら主体的に賛否の意思決定をするのに対し、代理人による議決権の行使は賛否の意思決定を代理人に委ねるという点で性格が大きく異なるものである。

なお、書面による議決権の行使と代理人による議決権の行使について定める第4項の規定は、区分所有法第39条第2項の規定を標準管理規約上も確認的に規定したものであり、規約等によってこれらの方法による議決権の行使を制限することはできない。

⑤ 書面による議決権の行使は、各議案ごとに賛否を記載した書面によって組合員の意思を明らかにするものであり、賛否の記載のないものは、賛否いずれかの意思表示がなされていると考えること（例えば一律に賛成票として取り扱うこと）は困難である。なお、このような場合においても、当該書面を提出した組合員を総会への出席組合員として取り扱うことは可能であると考えられる。

⑥ 代理人による議決権の行使として、誰を代理人とするかの記載のない書面（いわゆる「白紙委任状」）が提出された場合には、当該書面の効力や議決権行使上の取扱いについてトラブルとなる場合があるため、そのようなトラブルを防止する観点から、書面の様式の中に、「代理人を記載していないものは、議長に一任したものとみなす」など記載しておく方法が考えられる。その場合には、当該様式について、あらかじめ規約や細則に定めておくことが望ましい。

なお、本来、組合員は、代理人により議決権を行使する場合は、第5項に規定する者の中で、誰を代理人とするかについて主体的に決定することが望ましいことから、上記の場合には、「組合員は誰を代理人とするかについて第5項に規定する者の中から主体的に決定することが望まれる」旨を

④ 書面による議決権の行使とは、総会には出席しないで、総会の開催前に議案についての賛否を記載した書面を総会の招集者に提出することである。他方、代理人による議決権の行使とは、組合員本人から授権を受けた代理人が総会に出席して議決権を行使することである。

なお、組合員は、代理人により議決権を行使する場合は、第48条第5項に規定する者の中で、誰を代理人とするかについて主体的に決定することが望まれる。

（新設）

（新設）

併せて記載しておくことが望ましい。

⑦ 第7項に定める身分を証明する書類とは、例えば、運転免許証、各国発行のパスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳、社員証（顔写真付きのもの）、公的機関発行の身分証などが考えられ、それらについて、あらかじめ団地総会の承認を得て細則などに具体的に定めておくことが望ましい。

第50条関係

① 規約の変更の際には以下の点に留意する必要がある。

- 1 団地内の棟が数期に分けて分譲され、新たに分譲された棟が従前の棟とその敷地等が同じ共有関係にある場合には、団地全体で管理する対象を再度決める必要があり、この場合は、従前の棟も含めた各棟の棟総会で、それぞれ各棟の区分所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、かつ団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約に位置づける。
- 2 団地全体で管理することとしていた棟の管理を各棟で管理することにする場合は、団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約を変更した上で、各棟でその棟の管理のための規約を制定する。
- 3 団地全体で管理する対象の管理の方法について変更する場合は、団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約を変更する。

② 管理組合において、第27条に定める通常の管理に要する経費のうち経常的なものについて、一件ごとの議案として決議する方法ではなく、第二号に定める「収支予算及び事業計画」として総括的に団地総会の承認を得る方法を取る場合には、経常的な補修費などその範囲が明確に定められていないものについては、補修の種類や金額の範囲などについてあらかじめ団地総会の承認を得て細則などに定めておくことが望ましい。

③ 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、団地建物所有者の間で合意しておくことは、円滑な修

(新設)

第50条関係

規約の変更の際には以下の点に留意する必要がある。

- 1 団地内の棟が数期に分けて分譲され、新たに分譲された棟が従前の棟とその敷地等が同じ共有関係にある場合には、団地全体で管理する対象を再度決める必要があり、この場合は、従前の棟も含めた各棟の棟総会で、それぞれ各棟の区分所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、かつ団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約に位置づける。
- 2 団地全体で管理することとしていた棟の管理を各棟で管理することにする場合は、団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約を変更した上で、各棟でその棟の管理のための規約を制定する。
- 3 団地全体で管理する対象の管理の方法について変更する場合は、団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約を変更する。

(新設)

(新設)

① 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必要である。

2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定められているものであること。

また、長期修繕計画の内容については定期的な（おおむね5年程度ごと）に見直しをすることが必要である。

⑥ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕計画の作成等のための劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費又は修繕積立金のどちらからでもできる。

また、修繕工事の前提としての劣化診断（建物診断）に要する経費の充当については、修繕工事の一環としての経費であることから、原則としてその修繕工事の対象とする部分に対応する修繕積立金から取り崩すこととなる。

⑧ なお、修繕積立金の設定及び見直しの際には、修繕積立金の積立方法及びそれに応じた将来の修繕積立金の見直しの必要性について十分に考慮することが必要である。その際、必要に応じ、第35条及び第36条関係コメント②に掲げる専門的知識を有する者の活用を考慮することが望ましい。

(新設)

第 56 条関係

① 共用部分の軽微な変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの）及び狭義の管理行為（変更及び保存行為を除く、通常の利用、改良に関する行為）については、総会の決議により決することが区分所有法の原則であるが、相当数の住戸があり、その組合員を代表する理事の数も相当数あるような大規模な団地など、個々のマンションの実態に応じて、機動的な組合運営を行う観点から、これらのうち特定の事項について、理事会の決議事項として規約に定めることも可能である。

ただし、その場合には、次のような点に留意することが必要である。

ア） 理事会の決議事項とする内容については、あらかじめ団地総会の承認を得て規約に具体的な定めを置くこと

イ） 理事会の決定が組合員全体への利益相反行為とならないよう、監事による監査機能の強化を図るなどの取組みを行うこと

ウ） 団地総会への事後承認や報告のほか、必要に応じて事前に組合員に対する情報提供や意向把握を行うなど、組合員に対する透明性の確保等についても配慮すること

エ） 原則として当会計年度における予算の範囲内とすること

② 経常的な管理行為であっても、団地総会の決議事項となる狭義の管理行為に該当するのか、団地総会の決議事項とはならない保存行為に該当するかが不明確な場合があるため、団地総会の決議事項とはならない保存行為の具体的な内容をあらかじめ規約や細則に定めておくことが考えられる。
その場合、例えば、第 3 2 条第 1 号に掲げる業務や第 2 号のうち経常的な小修繕（共用部分の現状を維持するために行う簡単なペンキの塗り替え、集会室の窓ガラスの欠損の修理など、一応の目安として月々の管理費で賄える範囲のもの）や、エレベーターの定期点検などは、通常、保存行為に該当するものと考えられる。これに対し、例えば、第 4 9 条関係コメント⑤で例示したような管理行為は、保存行為には該当せず、規約に別段の定めがない限り、団地総会の決議事項となる。ただし、基本的には各行為の具体的内容に基づく個別の判断によることとなる。

なお、保存行為は、通常、管理者たる理事長の専決で行われることとな

（新設）

るが、保存行為のうち、特定の事項（例えば前段で記載した経常的な小修繕などの実施にあたっての施工業者との工事請負契約の締結など）については、理事会の決議事項とするよう、規約に定めておくことも考えられる。

第60条関係

- ① 第3項第一号に定める経費とは、第27条各号に定める経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるものであることから、前年の会計年度における同経費の支出額のおよその範囲内であることが必要である。
- ② 第3項第二号に定める経費とは、団地総会の承認を得て実施している工事であって、その工事の性質上、施工期間が長期となり、二つの会計年度を跨ってしまうことがやむを得ないものであり、団地総会の承認を得た会計年度と異なる会計年度の予算として支出する必要があるものであって、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるものであることが必要である。

(新設)

第62条関係

- ① 管理費等に関し、組合員が各自開設する預金口座から管理組合の口座に受け入れる旨を規定する第1項の規定は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「適正化施行規則」という。）第87条第2項第一号イの方法（収納口座の名義人を管理組合又は管理者とする場合に限る。）又は同号ハの方法を前提とした規定であり、これ以外の方法をとる場合には、その実状にあった規定とする必要がある。
- ② (同右)

第62条関係

- ① 管理費等に関し、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により管理組合の口座に受け入れる旨を規定する第1項の規定は、原則方式又は支払一任代行方式（いずれも、集金代行会社委託等を除く。）を前提とした規定であり、集金代行会社委託等による原則方式又は支払一任代行方式や、収納代行方式をとる場合にはその実状にあった規定とする必要がある。
- ② 督促及び徴収に要する費用とは、次のような費用である。
- ア) 配達証明付内容証明郵便による督促は、郵便代の実費及び事務手数料
 - イ) 支払督促申立その他の法的措置については、それに伴う印紙代、予納切手代、その他の実費
 - ウ) その他督促及び徴収に要した費用

(新設)

第64条関係

預金口座に係る印鑑等の保管にあたっては、施錠の可能な場所（金庫等）

に保管し、印鑑の保管と鍵の保管を理事長と副理事長に分けるなど、適切な取扱い方法を検討し、その取扱いについて団地総会の承認を得て細則等に定めておくことが望ましい。

第 71 条関係

①～③ (同右)

④ 書面又は代理人による議決権の行使の取扱い等に関しては、第 48 条関係コメント④～⑦も参考にされたい。

第 76 条関係

① 第 76 条は、区分所有法第 57 条から第 60 条までに定める措置について、この標準管理規約においても確認的に規定したものである。

② 区分所有法第 57 条から第 60 条までの規定は、団地関係に準用されていないことから、これらの措置は各棟ごとに実施することとなる。棟総会を招集する場合（コメント第 68 条関係④参照）と同様に、義務違反者に対する措置を実施する場合についても、世話人的な役割の人を決めておくことが望ましい。

第 77 条関係

① 第 77 条第 3 項第一号に定める措置は、この規約若しくは使用細則等に違反したとき又は団地建物所有者等若しくは団地建物所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときの措置であり、第 76 条に定める区分所有法第 57 条から第 60 条までの規定に基づいた措置とは異なるものであり、理事長は、理事会の決議を経て、管理組合を代

第 71 条関係

① 棟総会における議決権については、棟の共用部分の共有持分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい数字に直した割合によることが適当である。

② 各住戸の面積があまり異なる場合には、住戸 1 戸につき各 1 個の議決権により対応することも可能である。

また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準とする議決権を併用することにより対応することも可能である。

③ 特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意する。

(新設)

第 76 条関係

(新設)

区分所有法第 57 条から第 60 条までの規定は、団地関係に準用されていないことから、これらの措置は各棟ごとに実施することとなる。棟総会を招集する場合（コメント第 68 条関係④参照）と同様に、義務違反者に対する措置を実施する場合についても、世話人的な役割の人を決めておくことが望ましい。

(新設)

表して、訴訟その他法的措置を迫行することを講ずることができることを規定したものである。

また、個別具体的な事案について第76条の規定を適用すべきか、第77条を適用すべきかという判断にあたっては、事前に弁護士に相談することが望ましい。

附則全般関係

- ① 規約は、管理組合による主体的な管理を行う上で極めて重要なものであり、マンションの実態及び団地建物所有者の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じ、その改正を行うことが重要である。新規に分譲されたマンションにあっては、区分所有者の規約に対する意識が低い場合も見られること等から、こうした規約の意義等について分譲後に再確認したり、原始規約と標準管理規約との比較検討を行うなど、原始規約の内容がマンションの実態及び団地建物所有者の意向に沿ったものになっているか否かについて、できるだけ早期に検討することが望ましい。その際、必要に応じ、第35条及び第36条関係コメント②に掲げる専門的知識を有する者の活用を考慮することが望ましい。
- ② 新規に分譲されたマンション以外のマンションや一度見直しを行ったマンションにおいても、法令等の改正や、状況の変化等を踏まえて、管理組合において定期的に規約の見直しを行うことが望ましい。
- ③ (同右)

附則全般関係

(新設)

(新設)

- ① 新規分譲において、分譲会社等が原始規約案を作成する際の参考とする場合は、附則第1条の次に以下のような附則を規定することが考えられる。
- (管理組合の成立)
- 第2条 管理組合は、平成〇年〇月〇日に成立したものである。
- (初代役員)
- 第3条 第37条にかかわらず理事〇名、監事〇名とし、理事長、副理事長、会計担当理事、理事及び監事の氏名は別に定めるとおりとする。
- 2 前項の役員の任期は、第38条第1項にかかわらず平成〇年〇月〇日までとする。
- (管理費等)
- 第4条 各団地建物所有者の負担する管理費等は、団地総会においてその額が決定されるまでは、第25条第2項に規定する方法により算出

④ ③に記載するもののほか、初年度の予算及び事業計画等に関しても必要に応じて附則で特例を設けるものとする。 ⑤ (同右)	された別に定める額とする。 (経過措置) 第5条 この規約の効力が発生する日以前に、団地建物所有者が〇〇会社との間で締結した駐車場使用契約は、この規約の効力が発生する日において管理組合と締結したものとみなす。 ② ①に記載するもののほか、初年度の予算及び事業計画等に関しても必要に応じて附則で特例を設けるものとする。 ③ 新規分譲において、分譲会社等が原始規約案を作成する際の参考とする場合は、次の点に留意する。 ア) 規約の効力発生時点は、最初に住戸の引渡しがあった時とする。また、管理組合の成立年月日も、規約の効力発生時点と同じく、最初に住戸の引渡しがあった時とする。 イ) 役員の任期については、団地建物所有者が自立的に役員を選任することができるようになるまでとする。 ウ) 入居後直ちに開催する団地総会で抽選で駐車場の使用者を決定する場合には、附則第5条は、不要である。
--	---